

令和3年（ネ）第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人 宮内正蔵外109名

被控訴人 日本放送協会

控訴理由補充書（その2）

2021年4月1

2日

大阪高等裁判所第6民事部B係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 今治 周平

弁護士 松本 恒平

弁護士 阪口 徳雄

原判決の事実摘示について

はじめに

一審判決は、「被告が法４条１項各号ないし国内番組基準所定の義務に違反する放送番組を放送したといえるか（争点５）」として、一審原告らがNHKに対し、放送法４条１項各号および国内番組基準に違反する放送を行っていると主張した争点に関し、「（ア）E T V・番組改変事件」から「（ス）森友・公文書改ざん問題」まで、１３項目に整理して、事実の摘示を行っている。

原審における原告最終準備書面等に照らし、これらの事実整理において、明瞭な主張漏れ等が認められるので、以下、指摘する。

１（ア）E T V・番組改変事件について

原判決１９頁のbで、最高裁判決に言及しているが、「平成２０年６月１２日」と明示すべきである。

２（イ）かんぽ生命保険不正報道問題について

平成３０年４月２４日の「クローズアップ現代＋『郵便局が保険の押し売り！～郵便局員の告白～』」の放送に対し、郵政側から激しい抗議がなされたことを受けて、NHKは８月１０日に予定していた続編の放送を延期した。同年１０月３０日に延期し、その内容が「あなたの資産をどう守る？超低金利時代の処方箋」と題する放送でかんぽ生命保険の不正販売問題にふれることがなかったことは、事実整理に反映させているが、原審の最終口頭弁論で佐藤真理代理人が意見陳述で述べた、「きちんとした続報が放送されたのは、２０１９年７月３１日であり、１年も遅れたのである」との主張（２０２０年６月１１日付け意見陳述書（５）の６頁）は反映されていない。

かんぽ生命保険の不正販売を報じたNHKの番組をめぐっては、NHK経営委員会が2018年10月、当時の上田良一会長を厳重注意した問題で、NHK情報公開・個人情報委員会（委員長・藤原静雄中央大大学院教授）は、2020年5月に議事録を「全面開示すべき」との答申を出した。しかるに、経営委員会は要約しか開示しなかった。上記第三者機関は、2021年2月4日、再度、「全面開示」を命じる答申を出している。郵政幹部と面会した後、NHKの番組制作手法を批判し、上田会長の厳重注意に至る流れをリードしたのは委員長代行の森下俊三氏であったが、森下氏は2019年3月に経営委員長に昇格後、経営委員会は第三者機関の答申を無視したことから、2度目の全面開示答申を受けるに至ったのである。このように、個別番組の編集への干渉という放送法違反の中心にいた森下俊三氏が、視聴者団体等の広範な反対の声にもかかわらず、2021年3月に衆参両院の同意を得て、首相から経営委員に再任され、さらに委員の互選により経営委員長に再任されたことは、NHKの自主自律を脅かす重大事態である。

3（ウ）「桜を見る会」問題について

「桜を見る会」については、毎年、「安倍事務所」が、都内観光や「前夜祭」という「安倍晋三後援会」の行事とセットにして、後援会員に無差別に呼びかけ、応募してきた後援会員やその家族、知人らがほぼ全員「桜を見る会」に招待されるという形で行われてきたこと、安倍首相（当時）が、「桜を見る会」の招待者名簿はシュレッダーにかけて廃棄し、データも残っていないなどと強弁して一切の検証作業を拒む姿勢を取り続け、国民の憤りが沸騰したこと、安倍首相（当時）が、国会で追及を受けて早々に2020年の「桜を見る会」の中止を宣言したことなどは、原判決の事実の摘示に反映されていない。

刑事告発を受けた安倍前首相は検察官から取り調べを受けて、昨年末に嫌疑不十分として不起訴処分となったこと、公設秘書が政治資金規正法違反（収支報告不記載）で略式起訴され、東京簡裁より罰金100万円を命じられて、即日納付したこと等のその後の経過は、改めて、準備書面で主張する。

4（エ）表現の不自由展・その後について

原判決は、「政府（文化庁）は、手続的不備を理由に既に決定されていた約7800万円の補助金全額を不交付とする異例の決定をなした」と事実摘示した（28～29頁）が、文化庁は、広範な批判や抗議を受けて、2020年3月23日、不交付とした決定を見直し、約7800万円から約6700万円に減額して支給することを決定した（甲312参照）。

5（オ）選挙報道について

原判決は、選挙報道に関する原告らの主張の整理にあたり、原判決で整理されている主張に加えて、NHKの選挙報道とイギリスの公共放送であるBBCの選挙報道とを比較して、BBCが総選挙や国民投票が行われる度に「編集ガイドライン」を作成し、その編集ガイドラインに従って、視聴者の政治的決断のために十分な情報を提供するために圧倒的な量をそろえていること等を、原告準備書面（20）、同（21）及び最終準備書面の63～64頁において、詳細に主張した。

ところが、原判決は、この点に関する一審原告らの主張を完全に脱漏している。控訴審判決では、正確に補充すべきである。

6（シ）黒川検事長任期延長問題について

原判決が概ね正確に事実摘示しているが、その後、黒川弘東京高検検事長は、新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴う緊急事態宣言が発令中の2020年5月、産経新聞の記者二人、朝日新聞の元検察担当記者の社員とともに賭けマージャンに

興じていたことが週刊誌に報道された件で、同月22日の検事長辞職が閣議により承認された。

東京地検は黒川元検事長に対し、常習賭博罪は成立せず、単純賭博罪で起訴猶予処分としたが、検察審査会が同年12月8日に「起訴相当」の議決をなしたのを受けて、東京地検は再捜査の上、2021年3月18日に略式起訴を請求し、同月25日、東京簡裁が黒川元検事長に対し、罰金20万円の略式命令を出した。

以上の経過に照らし、原判決がこの点について何らの判断も示さなかったことは、きわめて不当と指摘せざるを得ない。

- 7 「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。」とされている（2017年12月6日最高裁大法廷判決）。

控訴人らは、憲法21条の「表現の自由の保障」の下で、首権者国民の「知る権利」に奉仕し、「健全な民主主義の発達に寄与する」ものとして、NHKが自主自律を堅持の上、公共放送としての役割を遺憾なく発揮することを求めて、本裁判を提起したものである。

しかるに、原審の口頭弁論終結後も、NHKは相変わらず、放送法4条及び国内番組基準を遵守しない放送を継続し、行政監視機能よりも、政権との癒着を強めつつあるとの印象を禁じ得ない。

よって、控訴人らは、控訴審でもいくつかの点に絞って、NHKが放送法4条1項各号および国内番組基準に違反するニュース報道を行っていることを、証拠を添えて、主張立証していく予定である。

- ①NHK制度改革問題に関する報道、②日本学術会議の6名

の会員の任命拒否問題、③核兵器禁止条約交渉に唯一の戦争被爆国でありながら日本が不参加を継続している問題等である。
追って、準備書面で主張する。

以上